

第34回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月) 午前9時30分から午前10時25分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 非農地証明について
報告第4号 森林化した農地の非農地判定調査結果について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	福浦	忠紀
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第34回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、5番委員、6番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、事務局から訂正があるようです。説明をお願いします。

事務局 資料訂正でございます。2番案件の最上段については、農地外での売買予定とこのことから資料送付後に取り下げとなりましたので、資料から削除をお願いします。

 このため2番案件は、計 3筆 4, 741㎡でございます。以上です。

議長 議案第1号の3条許可については、4件の申請がっております。

 なお、1番から3番までは私に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないことから、その際は退席します。

 では、まず4番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 4番案件は、認定新規就農者である〇〇さんが規模拡大のため、新たに自作地であった申請地の貸借がまとまったものでございます。

 3条調査書の各要件については満たしていると思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見に入ります。

担当は私ですので意見を述べます。

申請の農地は、市街化区域の三方を屋敷や道路に囲まれている農地ですが、麦作をすると聞いておりますので、この作付で励みになればと期待しております。

また、タケノコもされておりますが、多くの方から今年は量が少ないと言われておりますが、〇〇さんにどうか尋ねたところ、いつもどおり採れているとのことでしたので、それだけ管理が行き届いているのではないかと考えております。

以上から、この貸借については問題ないと思います。以上です。

議長 それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。
 (発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。

議長 4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で4番案件は許可することに決定いたします。

議長 次に1番から3番までの案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は2番委員をお願いします。

－会長退室後－

2番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
 1番から3番までの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読上げ)

1番案件は、規模縮小をされております〇〇さんの後を借り受けされるものでございます。関連しまして、総会資料5ページに〇〇さんとの解約提出がっております。

戻りまして、2番案件でございます。

こちらは、昨年11月で期間満了となっていたもので、この度、貸借が整い提出がっており実質的には継続のものでございます。

3番案件も、昨年11月で期間満了のものが、この度申請となり、実質継続のものでございます。

いずれも3条要件を満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

2番委員 次に地区担当委員の意見に入ります。
1番から3番案件までは、地区委員は会長ですので、今回は3番委員から発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

3番委員 1番案件は、現地を見ましたが住宅地に囲まれているところで、騒音や農薬散布で苦情等がないように気を付けて行う必要がありますが、問題ないと思います。
2番案件は、以前から耕作されているところなので問題ありません。
3番案件も以前からされているところで2番案件の隣でまとまっていますので問題ありません。

2番委員 ありがとうございます。
それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

2番委員 それでは審議を終わり採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
1番案件は全員賛成で許可することに決定します。

次に2番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
2番案件は全員賛成で許可することに決定します。

3番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
3番案件は全員賛成で許可することに決定します。

2番委員 それでは、会長の入室をお願いします。
—会長の着席—

2番委員 会長の案件は全て許可に決定しました。
会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第1号を終わります。
次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、5件の申請がっております。
なお、5番案件は私に関するものですので、議事参与できないため、その際は退席します。
では、1番から4番案件までの説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番案件は、昨年11月に期間満了となっていたもので、この度の申請となり実更新でございます。
2番から4番までは、所有者は異なりますが、受け人は同じ〇〇さんですのでまとめてご説明致します。規模拡大意向のある認定農業者の〇〇さんがミカン樹園地の話がまとまったもので、いずれも同じ条件での貸借でございます。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。
(発言者なし)
無いようですので採決に入りますが、一括採決として扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。
1番から4番までの案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番から4番までの案件は許可することに決定いたします。

議長 続いて、5番案件に入りますので、私は退席しますので以後の進行は2番委員にお願いします。

—会長退室—

2番委員 それでは会長を代理しまして私が議事進行を行います。
5番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
5番は、以前より隣の農地と一枚利用をされている農地で、所有者が遠方のため申請が進まなかったようですが、ようやく整い申請となったものでございます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

2番委員 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
5番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
5番案件は全員賛成で許可することに決定します。

2番委員 それでは会長の入室をお願いします。
—会長着席—
会長の案件は全て許可に決定しました。
会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第2号を終わります。
次に

議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
この度、指針に関する法律が改正されたことにより、文言修正の見直しが必要となったこと、並びに現状数値を最新のものに変更したものの改定の決定を求めらるものでございます。
このことについては、本年2月総会後の事務連絡でもご説明を行いましたが、変更案を最適化推進委員会にお示しし、ご意見の提出をご案内したところですが、意見がなかったことをご報告いたします。
併せまして、年度末を迎えたことにより現状数値も令和4年度末の数値におきかえたところでございます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 事務局から説明がございました。
皆さんから何か質問はございますか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。

議案第3号について、案どおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で案どおりに決定致します。

事務局 決定頂いた内容で公表等を実施して参ります。

なお、今回の指針改定は法改正による文言修正が中心でございまして、本来、指針は3年に一度の委員改選時に新委員で活動内容を検討を頂いております。

このため、本年7月の委員改選後の冬頃に新委員による活動内容等の見直し議論を頂く予定であることをご報告いたします。以上でございます。

議長 以上で審議事項を終わり、報告事項へ入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、個人住宅建設のための申請でございます。

2番は、親類関係での資材置場のための申請でございます。

3番は、資材置場並びに駐車場利用のための申請でございます。

4番は、個人住宅建設の申請でございます。

5番は、袋地既存住宅の駐車場不足のための申請でございます。

6番は、以前、分譲住宅による転用申請がございましたが、断念され、隣接会社の資材置場と駐車場利用への計画変更となったものでございます。

7番は、資材置場での申請でございます。

8番は、太陽光発電での転用申請でございます。

以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 報告第2号の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。こちらは、先ほど3条申請の際に説明した解約一件のみでございます。

議長 このことについて何か質問はございますか。
 (発言者なし)
 無いようですので報告第2号を終わります。

報告第3号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 いずれも市街化区域内のもので登記地目変更が目的でございます。以上です。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

9番委員 2番の地目についてですが、現況欄に道路ではなく公衆用道路となっていますけどこういう表示になるのですか。

事務局 はい。不特定多数の人が利用できるものは公衆用道路として、個人が使うものは私道と標記しており、所有者によらず利用実態に応じて使用しています。
 また、農地台帳の地目表記は、機械的に税務課情報と共通利用する必要があるため、その制約に応じた標記を使用しているところでございます。

議長 機械上の運用も関係するようです。

9番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。
 無いようですので、報告3号を終わります。

報告第4号 森林化した農地の非農地判定調査結果について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 本年2月に実施しました森林化した農地調査の結果がまとまりましたのでご報告いたします。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

議長 私からよろしいでしょうか。

申出分と2地区分があるようですが、2地区分は委員からの調査結果により判定したものと捉えてよろしいですか。

事務局 2地区は毎年山ごとに地域を絞り込み、重点的に農地台帳整理を目的に調査を実施しているものでございます。

議長 他にございませんか。
無いようですので、報告4号を終わります。

議長 以上で報告事項を終わります。
これをもちまして第34回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上